

令和2年度大学教育再生戦略推進費 知識集約型社会を支える人材育成事業 審査要項

令和2年度知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅠ「文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム」及びメニューⅡ「出る杭を引き出す教育プログラム」（以下「公募メニュー」という。）における審査は、この審査要項により行うものとする。

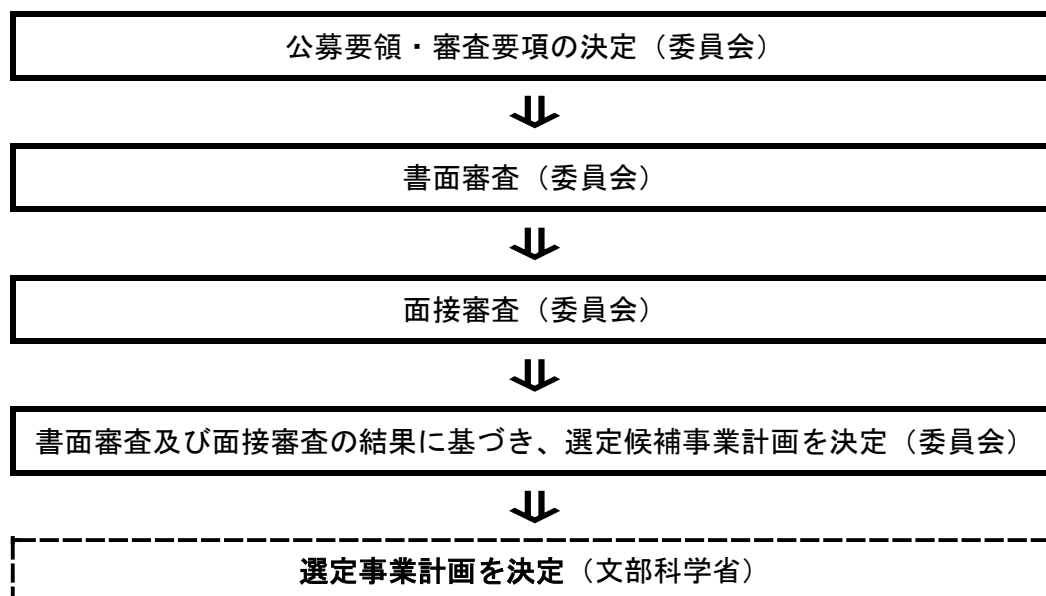
I. 審査方法

1. 審査体制

審査に当たっては、外部有識者・専門家からなる「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 審査方法

- (1) 委員会による書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に面接審査対象の事業計画を決定する（件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）。
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業計画を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定大学を決定する。



Ⅱ. 審査方針

評価項目、確認事項及び審査基準は、以下のとおりとする。

1. 評価項目（本事業において取り組む教育プログラムの構築）

（1）大学の改革方針を踏まえた本事業の位置づけ及び教育改革の実施基盤

- ◆ 各大学における教育改革の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決につながるものとして、大学全体の改革の一環に 位置付けられているか。【**大学全体の改革における位置付け**】
- ◆ 申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものであるか。【**教育改革の実績**】
- ◆ 今後も上記改革を継続して推進する計画であるか。【**今後の教育改革の計画**】
- ◆ 事業計画の実現に向けて、学内の 組織的な実施体制 が明確になっているか（学長を中心とした体制の整備、FD・SD の実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。）。【**明確な実施体制**】
- ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築されるものとなっているか。【**適切な評価の実施と PDCA サイクル**】

（2）達成目標と事業計画の具体的な内容

<全体像と達成目標>

- ◆ 各公募メニューに応じた、分かりやすい具体的な達成目標が設定されているか。【**明確な達成目標**】また、社会のニーズに基づき養成する人材像が明確に設定された上で、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。【**人材像に基づく達成目標**】
- ◆ 定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【**達成目標の妥当性**】
- ◆ 目標の達成に向けた課題が十分に把握・分析され、その課題解決に向けた必要な取組が盛り込まれているか。過大・不必要な取組が盛り込まれていないか。【**取組の必要十分性**】
- ◆ 事業計画は、達成目標、養成する人材像、これまでの教育改革の取組及び今後の方針に照らして妥当なものであるか。【**事業計画の妥当性**】
- ◆ 目標及び事業計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【**事業計画の実現性**】

<事業計画の具体的な内容>

- ◆ 以下の項目に関する取組内容が、公募要領の背景・目的に照らして適切なものとなっているか。【**事業計画の具体的な内容**】

※斜体点線部分は例示

① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- 本事業で構築する教育プログラム（以下「本事業プログラム」という）における「卒業認定・学位授与の方針」は、大学の強みや特色を生かしつつ、「何を学び、身に付けることができるのか」が具体的に明らかなものになっているか。

- 学内のアセスメントプラン等に従い、学修成果や教育成果を、定量的または定性的な根拠に基づき評価することができるものとなっているか。

② 授業科目・教育課程の編成・実施

- 本事業プログラムの「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための授業科目・教育課程の編成・実施にあたり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整え組織的に行われるものとなっているか。
- 本事業プログラムの「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための教育課程の編成にあたり、個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容の検証が適切に行われるものとなっているか。その際、例えば以下のような取組が行われるものとなること。
 - ・ 「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」や「履修モデル」等の作成など等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること。
 - ・ 「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証すること。
- 本事業プログラムにおいて、シラバスに記載すべき項目が適切に設定されるとともに、シラバスの記載や「卒業認定・学位授与の方針」と各授業科目の到達目標の関係について、大学として責任をもって検証されるものとなっているか。

<メニュー I >

- 本事業プログラムとして、明確な人材養成目的が設定された上で、複数のディシプリン（学問の知識体系）や、あるいはそれぞれの基盤となる原理や思考のフレームワーク（以下、単に「ディシプリン」という。）を身につけることが確実に求められる授業科目や教育課程が編成され、履修要件や履修指導等により、それが担保されるものであるか。その際、以下の取組が十分行われるものとなること。
 - ・ 複数のディシプリンで身につけた内容を統合し、実社会に適用することができる能力を培う学びのプロセスと集大成が準備されること。
 - ・ 各カリキュラムが主専攻・副専攻それぞれに相応しい求められる水準のディシプリンを身につけさせる上で、十分な量と質、順次性を有すること。
 - ・ 週複数回授業の実施等、密度の高い学修を担保するものになること。その際、必要に応じて学事暦の見直しを含めた検討が行われること。
- 本事業プログラムにおいて、一般教育・共通教育科目と専門教育科目の関係性についての考え方が整理され、学修目標の達成に向けた適切な役割分担が行われるものであるか。
- その他、本事業プログラムにおいて、学生の学びの幅を広げるための仕組み（例えば、入試の大括り化や、入学後の柔軟な転学部等）が構築されるもの

であるか。(レイトスペシャライゼーションを取り入れた構想の場合)

<メニューⅡ>

- 高校教育から大学院教育まで連携し、学生の高い能力をさらに伸ばせるような高度かつ一貫した教育プログラムが構築されるものであるか。その際、例えば以下のような取組が十分行われるものとなること。
 - ・ 飛び入学制度、早期卒業制度等の活用
 - ・ 高度な教育内容の提供、分野の連続性に配慮しつつ早期履修を可能とするカリキュラム(高校段階における大学の科目の履修や学士課程における修士課程の科目の履修等) 等
- 特定の分野で特に優れた資質を有する学生の関心を広げ、研究分野との融合を図るための科目の提供や、きめ細やかな指導を実現するための体制が確保されるものであるか。その際、例えば以下のような取組が十分行われるものとなること。
 - ・ 一年早く入学した学生と同じ単なる「早期教育」ではなく、大学カリキュラム自体の質を高めることや、学部・研究科間を越えた科目の履修を可能とする等、カリキュラムの厚みや広がりを増す工夫
 - ・ 学部・研究科間を越えた連携、飛び入学プログラムに専従する教員、TA やメンターの配置 等
- 「出る杭を引き出す」教育に関する社会と大学との相互理解・共通認識による強固なインタラクションのもと実施されるものであるか。その際、例えば以下のような取組が十分行われるものとなること。
 - ・ 「飛び入学」実施大学間の連携
 - ・ 「飛び入学」に関する受験生本人、保護者、高等学校教員、企業等の意識改革
 - ・ 社会のニーズを受けた人材像の設定 等

③ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- 本事業プログラムにおける各授業科目の達成目標について、例えば、ルーブリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにするなど、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上が図られる仕組が構築されるものであるか。
- 本事業プログラムにおける「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするために、エビデンスとしてどのような情報を収集するかが具体的に構想され、収集した様々な情報を組み合わせ、プログラムの学修成果・教育成果の可視化が行われるものであるか。
- 本事業プログラムにおいて、例えば、学修目標を明らかにするための情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、多様な組み合わせを包括的に示し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形でエビデンスとして活用できるようにするための学修ポートフォリオの利用や、学生の同意の

もとで就職先等の社会に向けて提供していくなど、学修成果について社会との接続の強化に向けた取組が行われるものであるか。

④ 学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表

- あらかじめ必要な手順を定めるなど、適切な体制を整えたうえで、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための本事業プログラムにおける学修成果・教育成果に関する情報や、その学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報等について収集し積極的に公表されるものであるか。

(3) 事業計画の適切性

- ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【**年度計画の具体性**】
- ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【**年度計画の妥当性**】
- ◆ 学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【**体制的な事業計画の継続性**】
- ◆ 資金計画の面から、補助金額逡減時に、規模を縮小せず事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【**資金的な事業計画の継続性**】

(4) 事業成果の先進性と普及

- ◆ 事業成果は、当該大学のみならず、我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するものであるか。【**先進性**】
- ◆ 目標が達成されることが、費用対効果を勘案し、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか。【**費用対効果**】
- ◆ 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか。【**波及効果**】

(5) 各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【**経費の事業内容との関係性・整合性**】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【**積算の妥当性**】

(6) 他の公的資金との重複状況

- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【**他の公的資金との重複**】

2. 確認項目

本事業プログラムにおける教育改革と一体的に展開する、全学横断的な改善・改革の

循環を生み出す基盤・システムを形成するための教学マネジメントの確立、管理運営体制の強化や社会とのインタラクションの強化に向けた、自大学の現状把握（現状分析）とそれに基づく課題設定、今後の取組計画（改革に向けた筋道）に関して、具体的な説明がなされているか確認する。

3. 審査基準

(1) 書面審査

- ① 書面審査は、専門委員の協力を得て実施し、上記評価項目（評価項目「(6)他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- ② 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。
- ③ 各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定することとする。
- ④ 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ⑤ 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。
- ⑥ 書面審査順位に基づき面接審査対象を選出する際、同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、P5「2. 確認項目」の内容（妥当性や実現可能性等の観点）を踏まえ、総合的に判断を行うこととする。

(表2) 書面審査における評価の取扱い

評価項目	係数	a	b	c	d	e
		(5点)	(4点)	(3点)	(2点)	(1点)
1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置づけ及び教育改革の実施基盤	4.0	20	16	12	8	4
2. 達成目標と具体的な事業内容	10.0	50	40	30	20	10
3. 事業計画の適切性	3.0	15	12	9	6	3

4. 事業成果の先進性と普及	2.0	10	8	6	4	2
5. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

【100点満点】

(2) 面接審査

面接審査は、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について表3の区分により判断することとする。その際、同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、P5「2. 確認項目」の内容（妥当性や実現可能性等の観点）を踏まえ、総合的に判断を行うこととする。

(表3) 面接審査における評価区分

区分	評価
○	選定すべきである
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された事業計画は、独立行政法人日本学術振興会ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員及び専門委員の氏名は、事業計画選定後、公表することとする。

2. 利害関係者の排除

申請に係る委員及び専門委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員及び専門委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む。）を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。